

Ⅲ 災害への対応

本章では、広域連合及び構成団体が、連携県、国、その他関係機関・団体と連携して行う災害対応の内容を記載する。

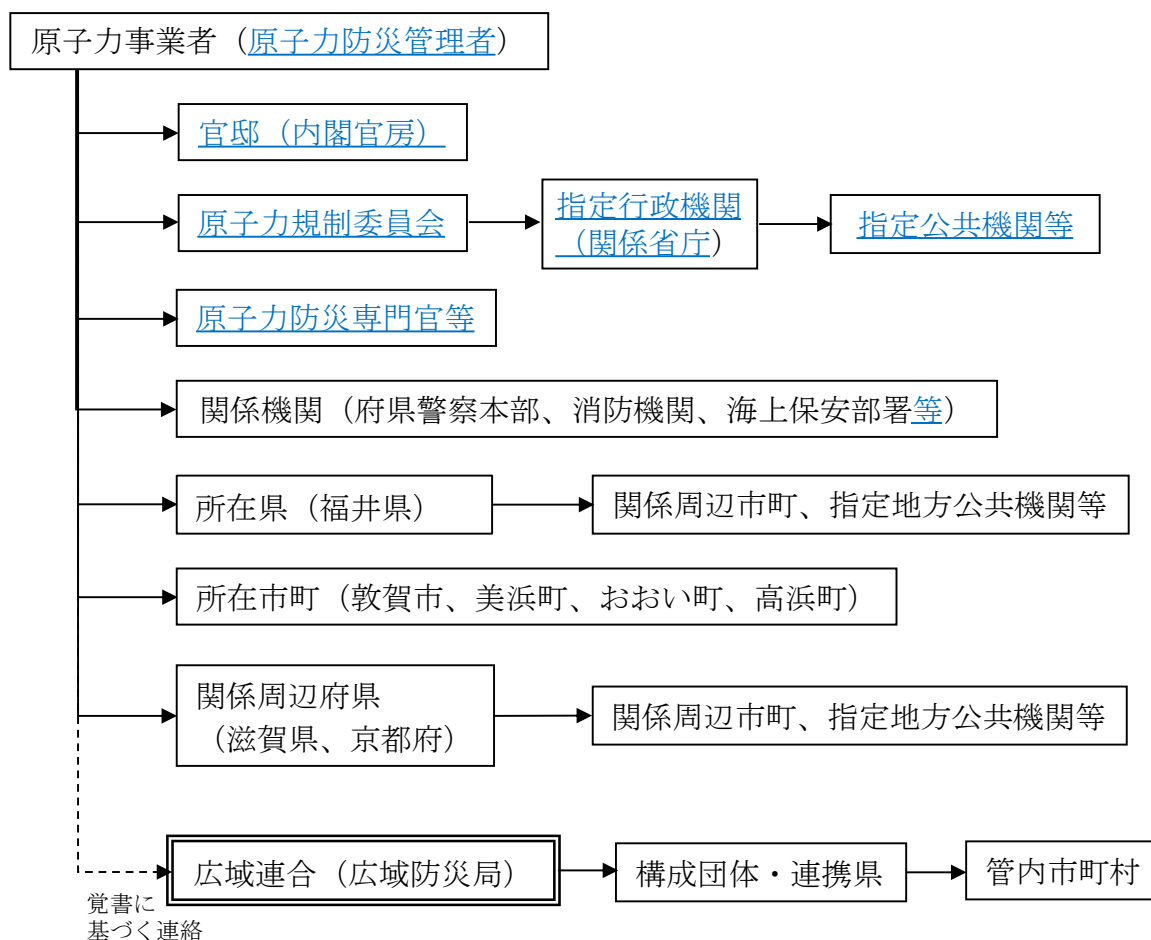
所在県、関係周辺府県が行う災害対応の内容は、各府県が地域防災計画で詳細に定める。ここでは、これら地域防災計画との整合を図りつつ、災害対応の全体像を示す。

原子力災害発生時、広域連合は、迅速に初動体制を確立し、情報や支援ニーズを的確に把握する。また、国、所在県、関係周辺府県等が実施する応急対策や復旧・復興対策を支援するため、構成団体・連携県等との連携により応援・受援調整を行う。

なお、本章では、施設敷地緊急事態又はこれには至っていないが、その可能性がある事故・故障等の事象又は自然災害が発生した場合と、全面緊急事態が発生した場合の広域連合及び構成団体・連携県の対応を中心に示している。

事態の進展によっては原子力緊急事態宣言を発出すべき全面緊急事態に至るまでの時間的猶予がない場合もあり得ることに留意するとともに、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて柔軟に対応するものとする。

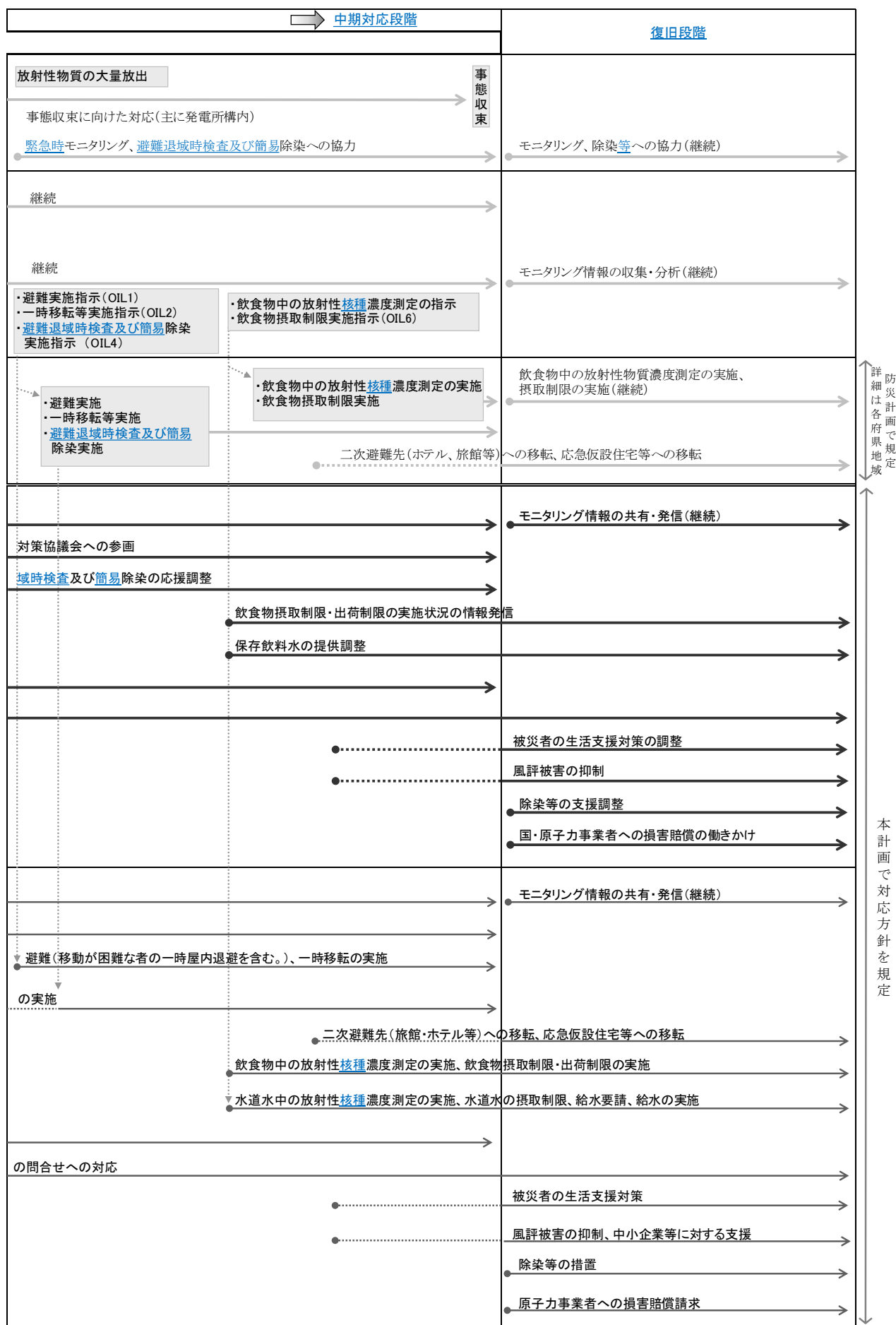
○原子力事業者からの情報伝達体制



<広域連合における災害対応の流れ>

対応段階 関係機関	初期対応段階			
	情報収集事態	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
原子力発電所	防災基本計画に示される事象が発生(立地市町で震度5弱又は5強が発生)	指針に示される警戒事態が発生(公衆に影響をもたらすおそれが緊急のものではない異常事象が発生)	指針に示される施設敷地緊急事態が発生(原災法10条の「通報」をすべき事象の発生(公衆に影響をもたらす可能性のある事象が発生))	指針に示される全面緊急事態が発生(原災法15条の「原子力緊急事態宣言」を発出すべき事象の発生(公衆に影響をもたらす可能性が高い事象が発生))
国	- 原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室設置 - 同原子力事故合同現地情報連絡室設置	- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部設置 - 同現地警戒本部設置	- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部設置 - 同現地対策本部設置 - 現地事故対策連絡会議開催	- 原子力緊急事態宣言発令(原災法15条) - 原子力災害対策本部設置(同16条) - 同現地対策本部設置(同17条) - 原子力災害合同対策協議会設置(同23条)
所在県・関係周辺府県等	情報収集、連絡体制の構築	災害警戒本部の設置	緊急時モニタリングの実施 PAZ施設敷地緊急事態要避難者の避難要請	- PAZ避難実施指示 - UPZ屋内退避実施指示 - UPZ避難準備指示
広域連合	異常事象発生時の連絡、応急対策活動情報の収集・連絡、被害情報の収集・連絡、モニタリング情報の共有・発信 情報収集体制の確立		災害対策本部の設置 要援護者の避難実施(PAZ)	災害対策本部の設置 PAZ避難実施 UPZ屋内退避実施 UPZ避難準備 PAZ安定ヨウ素剤服用実施
構成団体(連携県)	異常事象発生時の連絡、応急対策活動情報の収集・連絡、被害情報の収集・連絡、モニタリング情報の共有・発信 情報収集体制の確立			広域連合災害対策本部の設置、原子力災害合同 広域避難の調整、避難者に対する避難退 緊急搬送手段確保の調整 府県民への情報提供・広報の実施

※事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的猶予がない場合もあり得ることに留意すること。



【初期対応段階】

1 活動体制の確立

(1) 情報収集事態及び警戒事態

① 国、原子力事業者からの連絡

国は、情報収集事態^{*}及び警戒事態に該当する事象を認知した場合又は原子力事業者等より報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合は、遅滞なく、関係地方公共団体、住民等に対する情報提供を行う。

また、原子力事業者は、情報連絡に関する覚書に基づき、広域連合への連絡を行う。

※情報収集事態：原子力事業所所在市町村で震度 5 弱又は震度 5 強が発生した事態（防災基本計画（平成 30 年 6 月）中央防災会議より）

② 情報収集体制の確立

広域連合は、原子力事業者、国、所在県、関係周辺府県等から得た情報を構成団体、連携県と共有するとともに、構成団体、連携県と連携し、情報収集体制を確立する。情報収集に当たっては、平常時モニタリングの情報をもとに放射性物質の放出の有無についても確認する。

③ 警戒事態におけるモニタリング

所在県及び関係周辺府県は、施設敷地緊急事態に至った際に備え、固定観測局による空間放射線量率等の測定の強化^{※1}など、平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を行う。

※1 空間放射線量率のデータ収集の頻度目安を、平常時の 10 分間隔から 2 分間隔以内等

(2) 施設敷地緊急事態

① 国、原子力事業者からの連絡

原子力事業者は、施設敷地緊急事態が発生した場合は、原災法第 10 条に基づき、直ちに国（原子力規制委員会等）、所在県、所在市町村、関係周辺府県等に通報する。国は、原子力事業者より施設敷地緊急事態発生のお知らせを受けた場合その他施設敷地緊急事態に至ったと判断した場合は、遅滞なく、関係地方公共団体、住民等に対する情報提供を行う。

また、原子力事業者は、情報連絡に関する覚書に基づき、広域連合への連絡を行う。

② 情報収集体制の拡充

広域連合は、原子力事業者、国、所在県、関係周辺府県等から得た情報を構成団体、連携県と共有するとともに、構成団体、連携県と連携し、情報収集体制を拡充する。情報収集に当たっては、緊急時モニタリングの情報をもとに放射性物質の放出の有無についても確認する。

③ 現地事故対策連絡会議への参画

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターで開催する場合、広域連合は、

国、所在県、関係周辺府県と調整の上、構成団体、連携県と連携し、現地への職員派遣ないしは関係周辺府県を通じた情報収集を行う。

広域連合は、広域連合及び構成団体、連携県が行う対策やその準備状況等を、職員を派遣した場合は当該職員に、職員を派遣しなかった場合は関係周辺府県に連絡し、職員ないしは関係周辺府県を通じて国等との連絡、調整及び情報の共有を行う。

④ 防護措置の準備

広域連合は、国、所在県、関係周辺府県、原子力事業者等と緊密に連携を図り、積極的に情報収集を行い、事態の進展の把握に努める。

また、所在県、関係周辺府県がとる警戒態勢や防護措置の準備開始に呼応し、収集した情報を構成団体及び連携県に連絡すると同時に、防護措置に備える。また、収集した情報の分析・整理に当たっては、必要に応じ、専門家の意見を聴取する。

⑤ 防護措置の調整

国、原子力事業者、所在県、関係周辺府県等により防護措置が開始された場合は、速やかにその内容を把握し、また、国、所在県、関係周辺府県等から、防護措置の実施に係る輸送手段の確保などの要請が行われた場合には、構成団体、連携県、その他関係機関・団体との連携及び情報共有を図りつつ、防護措置の実施に係る調整を行う。

⑥ 緊急時モニタリングの実施

国は、施設敷地緊急事態に至った際には緊急時モニタリングセンターを設置する。所在県及び周辺関係府県は、緊急時モニタリングセンター構成要員の派遣及び資機材の提供に協力し、国が策定する事故の状況に応じた具体的な実施項目等を記載した緊急時モニタリング実施計画に基づき、空間放射線量率や大気中放射性物質濃度の測定などの緊急時モニタリングを実施する。

緊急時モニタリングの結果は、各機関が適正に管理するとともに、国が集約し、分析・評価を行った上で、関係機関に提供され、原子力規制委員会のホームページで公表される。

広域連合は、緊急時モニタリング結果の提供を受けた場合には、構成団体及び連携県と共有するとともに、解説を付したり、専門家の意見を沿えたりするなど、わかりやすい形で住民等に情報発信を行う。

(3) 全面緊急事態

全面緊急事態に該当する事象が発生した場合、国は、直ちに事態の発生の確認を行い、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言を発出するとともに、地方公共団体、住民等に対する情報提供を行う。

① 災害対策本部の設置

広域連合は、原子力緊急事態宣言が発出された場合は、広域連合長を本部長、副広域連合長、広域防災担当委員及び同副担当委員を副本部長並びに各構成団体の長を本部長とする広域連合災害対策本部を設置し、災害対策にあたる。

なお、広域連合長に事故があるとき又は欠けるときには、副本部長が本部長を代

理する。

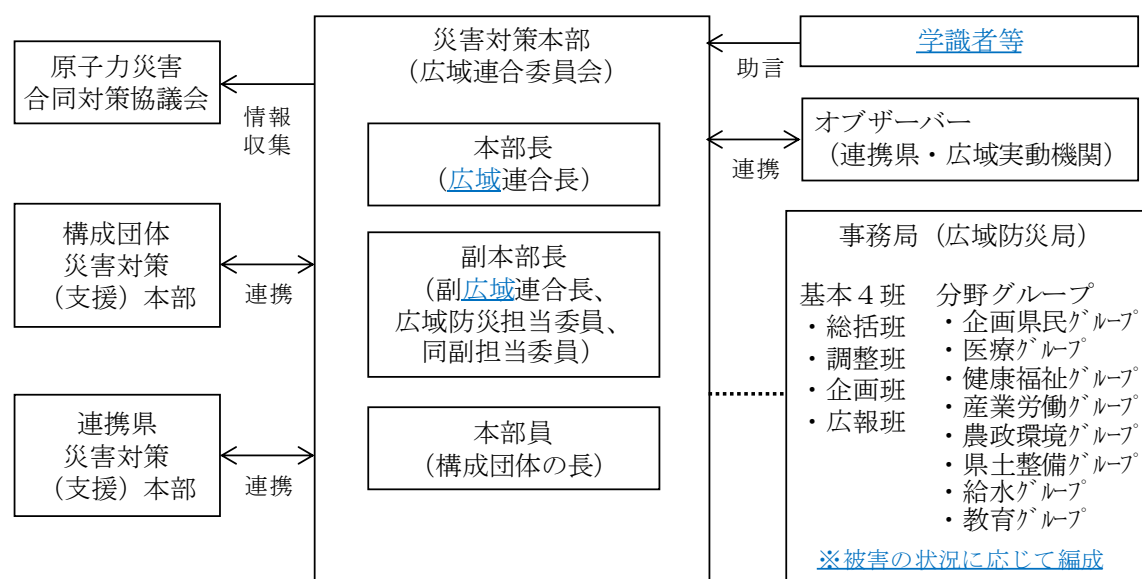
ア 災害対策本部会議の開催

広域連合は、災害対策本部を設置した場合は、必要に応じTV会議システムを活用するなどして、本部会議を開催し、当面の対策などについて協議する。

イ 災害対策（支援）調整会議の開催

各構成団体間において情報共有を図るため、各構成団体の広域防災局参与（危機管理監等）又は参与の指定する職員を構成メンバーとする会議をTV会議システム等を活用し、必要に応じて開催する。

○広域連合災害対策本部組織図



② オフサイトセンターでの情報収集

広域連合は、原子力緊急事態宣言が発出された場合は、国、所在県、関係周辺府県と調整の上、構成団体・連携県と連携し、オフサイトセンターに派遣した職員、ないしは関係周辺府県を通じて、国、原子力事業者、所在県等により実施される緊急事態応急対策の状況、被害の状況等の情報収集を行うとともに、構成団体・連携県との情報共有に努める。

③ 原子力災害合同対策協議会への参画

原子力緊急事態宣言の発出後、オフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会が設置された場合は、広域連合は、国、所在県、関係周辺府県と調整の上、構成団体・連携県と連携し、同協議会への職員派遣、ないしは関係周辺府県を通じて、情報収集を行うとともに、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等の協議に参画し、必要な支援を行う。

④ 所在県、関係周辺府県の災害対策本部との連携

所在県、関係周辺府県の災害対策本部との連携を図るため、広域連合は所在県、関係周辺府県と調整の上、各災害対策本部に連絡員を派遣し、情報収集を行い、応

援ニーズの把握に努める。

⑤ 緊急時モニタリングの実施

国が設置する緊急時モニタリングセンターでは、施設敷地緊急事態における対応と同様に、国が策定する緊急時モニタリング実施計画に基づき、O I Lの初期設定値に基づく防護措置の判断材料の提供のため、固定観測局等による空間放射線量率の連続測定を行うなど、緊急時モニタリングを実施する。

【UPZ外の対応】

UPZ外については、必要に応じ、国及び原子力事業者が航空機やモニタリングカーなど、機動的手法を用い緊急時モニタリングを実施する。

2 屋内退避、避難収容等の防護活動

(1) 屋内退避、避難等の防護活動の実施

① 所在県及び関係周辺府県の対応

ア 施設敷地緊急事態の対応

所在県及び関係周辺府県は、施設敷地緊急事態発生時に、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の要請等により、PAZ内における避難準備を行うとともに、医療機関入院患者等の施設敷地緊急事態要避難者の避難を行うものとし、また、UPZ内における屋内退避の準備を行うよう、当該市町に対し、その旨を伝達する。

イ 全面緊急事態の対応

所在県及び周辺関係府県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、原子力災害対策本部の指示等により、PAZ内における避難を行うとともに、UPZ内における屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行うよう、当該市町に対し要請する。

(避難措置に関する特記事項)

○住民等への情報提供

所在県及び関係周辺府県は、住民等の避難誘導に当たっては、当該市町に協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、所在県及び関係周辺府県等は、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除き、避難する住民等に対し、必ず避難退域時検査場所を通過し、避難退域時検査及び簡易除染を受けるよう呼びかけを行う。

○避難状況の確認

所在県及び関係周辺府県は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、当該市町に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。

○避難退域時検査及び簡易除染の実施

所在県及び関係周辺府県は、国、原子力事業者と連携し、指定公共機関、指定地方公共機関の支援を得ながら、住民等が避難区域等から避難した後に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染を行う。

○広域避難（府県域を越える避難）が必要な場合

所在県及び関係周辺府県は、府県域を越える避難を行う必要が生じた場合には、あらかじめ定めた広域避難計画や災害の被害状況等に基づいて総合的に判断し、広域連合及び避難先の府県に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施への協力を要請する。なお、この場合、避難先の府県は、管内の避難先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示す。（詳細は「3 広域避難の調整」を参照のこと。）

○避難時の防護対策

放射性物質放出後に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を実施する。

※「高浜地域の緊急時対応」及び「大飯地域の緊急時対応」（福井エリア地域原子力防災協議会（平成29年10月25日））抜粋

ウ 複合災害時における屋内退避について

国、構成府県等が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中、地震等の自然災害が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への屋内退避の継続が困難な場合には、人命最優先の観点から、より安全な、市町が開設するUPZ内の別の指定避難所等やUPZ外の避難所へ速やかに避難を実施する。

エ 特別警報等発令時における屋内退避

暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、避難等よりも屋内退避を優先する。天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難等を実施する。

② 広域連合及び構成団体、連携県の対応

ア OILに基づく防護措置の実施

構成団体及び連携県は、UPZを含まない場合であっても、指針を踏まえた国の指導、助言、指示及び放射性物質の汚染状況調査に基づき、OILの初期設定値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、関係する市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策等を実施する。

イ 広域避難の調整・受入れ

構成団体及び連携県は、広域避難について所在県及び関係周辺府県から要請が

あった場合は、あらかじめ定めた広域避難計画により、避難の受入れを実施する。
その際、広域連合は、避難の受入れに当たり必要な府県間の調整を行う。

ウ その他の広域的な対応

(応援職員の派遣)

広域連合は、避難等の防護措置の実施に伴い、所在県、関係周辺府県、その他の構成団体、連携県から応援職員の派遣の要請があった場合は、構成団体及び連携県と連携して、速やかに応援職員の派遣を調整する。

なお、応援職員のニーズ情報が得られない場合でも、事故状況、避難者数等の可能な限りの入手情報等に基づき、所在県、関係周辺府県等からの要請がなくても応援職員を確保し送り込む「プッシュ型」の職員派遣を遅滞なく判断する。

(避難者への物資の供給)

広域連合は、避難者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等の生活必需品等の物資の供給について、所在県及び関係周辺府県から供給の要請があった場合は、構成団体、連携県と調整し、必要な物資を調達・確保するとともに、物流事業者、流通事業者、メーカー事業者等と連携し、物資が迅速に避難者へ届くよう「緊急物資円滑供給システム」を活用する。

企業・団体等から広域連合に対し義援物資の提供の申し出があった場合は、所在県及び関係周辺府県のニーズに応じ、提供物資の供給・分配を調整する。

また、被災府県が複数にまたがる場合において、関西災害時物資供給協議会に参画する企業等に物資供給を依頼するときは、重複依頼を防ぐため、窓口の一本化を図る。

なお、物資のニーズ情報が得られない場合でも、事故状況、避難者数等の可能な限りの入手情報等に基づき、所在県、関係周辺府県等からの要請がなくても物資を確保し送り込む「プッシュ型」の物資供給を遅滞なく判断する。

【緊急物資円滑供給システムの概要】

民間事業者の参画のもと大規模災害時に被災者に緊急物資を円滑に供給する仕組み

・被災自治体の災害対策本部事務局内に、物流専門組織を設置

・物流専門組織に対し、倉庫協会、トラック協会等から専門家の派遣支援を受ける。

・物資拠点は、物流事業者に運営を委託

・弁当等の日配品については、各拠点を經由せず、製造業者等から避難所への直送など、輸配送時間を短縮したルートを構築

・避難所までの配送は、宅配業者等に委託

(ボランティアの受入れ)

広域連合、構成団体及び連携県は、関係機関と協力し、避難所における避難者の生活支援や避難行動要支援者への支援など、ボランティアに対するニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入体制を整備し、ボランテ

ィアによる避難者の支援活動が円滑に実施されるよう、支援先の調整、活動支援等を行う。また、避難所等において専門的なボランティアが求められる場合には、派遣するように努める。

③ 国の対応

地域レベルで対応が困難な場合、国は、所在県、関係周辺府県等からの支援要請を踏まえ、全国規模の実動組織による支援を実施する。

○実動組織の広域支援体制

組 織	支 援 内 容	説 明
<u>自衛隊</u>	<u>災害派遣・原子力災害派遣</u>	<u>全国の陸・海・空の自衛隊による支援</u>
<u>消防</u>	<u>緊急消防援助隊</u>	<u>全国の市町村消防が所属する都道府県単位による支援</u>
<u>警察</u>	<u>警察災害派遣隊</u>	<u>全国の都道府県警察による支援</u>
<u>海上保安庁</u>	<u>巡視船艇・航空機の派遣</u>	<u>全国の管区海上保安本部による支援</u>

(2) 安定ヨウ素剤の予防服用

指針を踏まえ、所在県及び関係周辺府県は、管内の所在市町及び関係周辺市町と連携し、医療機関の協力を得て、住民等に対する服用指示等の措置を講じる。

なお、安定ヨウ素剤に不足が生じた場合は、広域連合が原子力事業者と締結する貸与に関する覚書に基づき安定ヨウ素剤を確保するとともに、国が備蓄^{※1}する安定ヨウ素剤の提供を受ける。

※1 国は全国に合計 200 万丸（成人 100 万人分）の安定ヨウ素剤を備蓄

① P A Z 内

全面緊急事態に至った時点で、原子力規制委員会の判断に基づき、原子力災害対策本部又は所在県、関係周辺府県等が、住民等に対し安定ヨウ素剤の服用の指示を出す。住民等は服用の指示に従い事前配布等されている安定ヨウ素剤を服用する。

② U P Z 内

全面緊急事態に至った後に、原子力規制委員会が原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等を勘案し、避難等と併せた防護措置として、服用が必要と判断した場合は、原子力災害対策本部又は所在県、関係周辺府県等が、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用の指示を出す。事前に配布されている地域の住民等は、服用の指示に従い安定ヨウ素剤を服用する。事前配布されていない地域の住民等は、所在県及び関係周辺府県が、管内の所在市町及び関係周辺市町と連携して、備蓄場所から搬出し配布する安定ヨウ素剤を服用する。

③ U P Z 外

指針では、屋内退避によってプルーム通過時の影響を低減できることから、プルーム通過時の防護措置としての安定ヨウ素剤の服用を求めている。

＜緊急事態区分とEALの例＞（原子力災害対策指針より）

□ 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）の場合

EAL		緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分	警戒事態	①原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 ②原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 ③原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑤原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑫当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑬オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑭当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑮その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。
	施設敷地緊急事態	①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ②原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。 ④非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ⑤原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ⑥使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。

体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

		E A L	緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分	施設敷地緊急事態	⑨火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	
	全面緊急事態	①原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 ②原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ③原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ④原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑥全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 ⑦炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 ⑧蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 ⑨使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑩原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑪燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑫原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑬その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

＜OILと防護措置の概要＞（原子力災害対策指針より）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm ^{※3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1 か月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳 ・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40 Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 値を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEA では、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準である OIL3 等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

＜緊急事態区分と主な措置の枠組み＞ ※下線部は事態の進展に伴い追加的に講じる措置

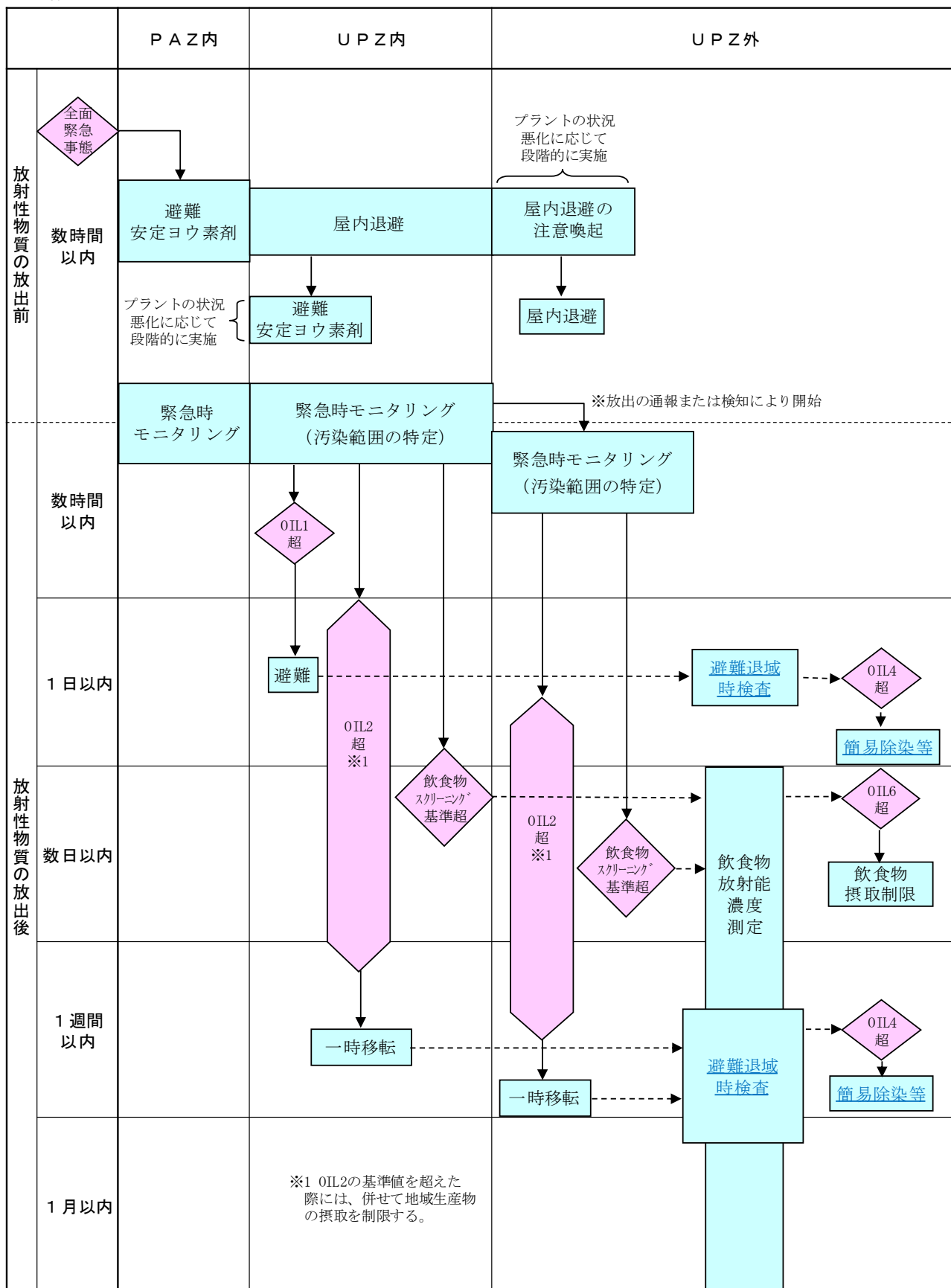
緊急時活動レベル (EAL)			活動機関	事象発生時の初動対応		PAZ内(～概ね5km)での対応	
				体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
緊急事態区分	警戒事態		原子力事業者	・要員参集 ・情報収集・連絡体制を構築	・国に通報 ・所在県、所在市町村、関係周辺府県に連絡(協定) ・広域連合に連絡(覚書)	・敷地境界モニタリング ・モニタリングに協力	—
			国	・要員参集 ・情報収集・連絡体制を構築 ・現地派遣準備 ・所在県、所在市町村、関係周辺府県に参集要請 ・UPZ外の府県・市町村に参集要請	・所在県、所在市町村、関係周辺府県に情報提供 ・報道機関等を通じて情報提供 ・UPZ外の府県・市町村に情報提供	・モニタリング情報を収集・分析 ・緊急時モニタリング準備	【避難】 ・所在県、所在市町村、関係周辺府県、関係周辺市町村に要配慮者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示
			所在県・関係周辺府県	・要員参集 ・情報収集・連絡体制を構築	・関係周辺市町村に情報提供 ・住民に情報提供	・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・要配慮者の避難を準備(避難先、輸送手段の確保等)
			広域連合	・要員参集 ・情報収集・連絡体制を構築	・その他の構成団体・連携県に情報提供	—	—
			その他の構成団体・連携県	・要員参集 ・情報収集・連絡体制を構築	・市町村に情報提供	—	—
	施設敷地緊急事態	《原災法一〇条事象》	原子力事業者	・要員追加参集	・国、所在県、所在市町村、関係周辺府県に通報(原災法10条) ・広域連合に連絡(覚書)	・敷地境界モニタリング ・モニタリングに協力	—
			国	・要員追加参集 ・現地派遣実施 ・現地追加派遣準備 ・UPZ外の府県・市町村に参集要請	・所在県、所在市町村、関係周辺府県に情報提供 ・報道機関等を通じて情報提供 ・関係周辺市町村に情報提供 ・UPZ外の府県・市町村に情報提供	・緊急時モニタリング実施 ・緊急時モニタリング指示 ・モニタリング情報を収集・分析 ・緊急時モニタリング支援	【避難】 ・所在県、所在市町村、関係周辺府県、関係周辺市町村に要配慮者の避難実施を指示 ・所在県、所在市町村、関係周辺府県、関係周辺市町村に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・所在県、所在市町村、関係周辺府県、関係周辺市町村に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示
			所在県・関係周辺府県	・要員追加参集 ・国、他府県、広域連合に応援要請	・関係周辺市町村に通報(原災法10条) ・住民に情報提供(PAZ内) ・住民に情報提供(UPZ内) ・UPZ外の市町村に情報提供 ・住民に情報提供(UPZ外) ・今後の情報について住民に注意喚起	・緊急時モニタリング実施	【避難】 ・要配慮者避難実施 ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等) 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤服用準備(配布等)
			広域連合	・要員追加参集	・その他の構成団体・連携県に情報提供	—	—
			その他の構成団体・連携県	・要員追加参集	・市町村に情報提供	—	—
	全面緊急事態	《原災法一五条事象》	原子力事業者	・要員追加参集	・国、所在県、所在市町村、関係周辺府県、関係周辺市町村に通報 ・広域連合に連絡(覚書)	・敷地境界モニタリング ・モニタリングに協力	—
			国	・要員追加参集 ・現地追加派遣実施 ・現地追加派遣準備 ・UPZ外の府県・市町村に参集要請	・所在県、所在市町村、関係周辺府県、関係周辺市町村に情報提供 ・報道機関等を通じて情報提供 ・UPZ外の府県・市町村に情報提供	・緊急時モニタリング実施 ・緊急時モニタリング指示 ・モニタリング情報を収集・分析 ・緊急時モニタリング支援	【避難】 ・所在県、所在市町村、関係周辺府県、関係周辺市町村に避難(移動が困難な者の一時退避を含め、)実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・所在県、所在市町村、関係周辺府県、関係周辺市町村に安定ヨウ素剤の服用を指示
			所在県・関係周辺府県	・要員追加参集 ・国、他府県、広域連合に応援要請	・住民に情報提供 ・UPZ外の市町村に情報提供	・緊急時モニタリング実施	【避難】 ・避難実施 【安定ヨウ素剤】 ・住民に安定ヨウ素剤の服用を指示
			広域連合	・要員追加参集	・その他の構成団体・連携県に情報提供	—	—
			その他の構成団体・連携県	・要員追加参集	・市町村に情報提供	—	—

UPZ内(概ね5～30km)内での対応		UPZ外(概ね30km～)での対応 ※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。	
モニタリング	防護措置	モニタリング	防護措置
・モニタリングに協力	—	・モニタリングに協力	—
・モニタリング情報を収集・分析 ・緊急時モニタリング準備	—	・緊急時モニタリング準備のための調整	【避難】 ・UPZ外の府県・市町村、広域連合に要配慮者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請
・緊急時モニタリングの準備	—	二	【避難】 ・UPZ外の市町村の要配慮者の避難準備に協力
—	—	—	【避難】 ・要配慮者の広域避難の受入れを調整
—	—	—	【避難】 ・広域避難の受入れを準備
・モニタリングに協力	—	・緊急時モニタリングの準備及び支援	—
・緊急時モニタリング実施 ・緊急時モニタリング指示 ・モニタリング情報を収集・分析 ・緊急時モニタリング支援	【屋内退避】 ・所在県、所在市町村、関係周辺府県、関係周辺市町村に屋内退避準備を指示	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備及び支援	【避難】 ・UPZ外の府県・市町村、広域連合に要配慮者の避難受入れを要請 ・UPZ外の府県・市町村、広域連合に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請
・緊急時モニタリング実施	【屋内退避】 ・屋内退避準備	二	【避難】 ・要援護者の避難を受入れ ・避難準備に協力
—	—	—	【避難】 ・要援護者の広域避難の受入れを調整 ・広域避難の受入れを調整
—	—	—	【避難】 ・要援護者の広域避難を受入れ ・広域避難の受入れを準備
・モニタリングに協力	・避難退域時検査及び簡易除染に協力	・緊急時モニタリングの実施及び支援	・避難退域時検査及び簡易除染に協力
・緊急時モニタリング実施 ・緊急時モニタリング指示 ・モニタリング情報を収集・分析 ・緊急時モニタリング支援	【屋内退避】 ・所在県、所在市町村、関係周辺府県、関係周辺市町村に屋内退避準備を指示 【安定ヨウ素剤】 ・所在県、所在市町村、関係周辺府県、関係周辺市町村に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示 【OILに基づく防護措置への対応】 ・所在県、所在市町村、関係周辺府県、関係周辺市町村に避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)及び実施を指示 ・OILに基づく防護措置に協力	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 ・避難範囲内の府県・市町村に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示 ・避難範囲外の府県・市町村、広域連合に避難受入れを要請 【OILに基づく防護措置への対応】 ・避難範囲外の府県・市町村に避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)への協力を要請 ・OILに基づく防護措置に協力
・緊急時モニタリング実施	【屋内退避】 ・屋内退避実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤服用準備(配布等) 【OILに基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)及び実施	二	【避難】 ・避難範囲内の市町村で避難実施 ・避難範囲外の市町村で避難を受入れ 【OILに基づく防護措置への対応】 ・避難範囲外の市町村で避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備に協力
—	・OILに基づく防護措置に協力	—	【避難】 ・広域避難の受入れを調整 【OILに基づく防護措置への対応】 ・OILに基づく防護措置に協力(応援要員の派遣調整、避難者のための生活物資の供給調整等)
—	・OILに基づく防護措置に協力	—	【避難】 ・避難範囲内の府県・市町村で避難準備 ・避難範囲外の府県・市町村で広域避難を受入れ 【OILに基づく防護措置への対応】 ・OILに基づく防護措置に協力(応援要員の派遣準備、避難者のための生活物資の供給準備等)

<OILに基づく防護措置の枠組み> (原子力災害対策指針より)

運用上の介入レベル (OIL)		活動機関	PAZ (～概ね5km) 内での対応	UPZ内(概ね5～30km)での防護措置	UPZ外(概ね30km～)での防護措置
緊急防護措置	OIL1	原子力事業者	※緊急事態区分の「全面緊急事態」であるためPAZ内は避難を実施していることが前提	—	—
		国		・避難範囲を決定 ・所在県、所在市町村、関係周辺府県、関係周辺市町村に避難(移動が困難な者の一時退避を含む。)実施を指示	・避難範囲を決定 【避難元】 ・避難範囲内の府県・市町村に避難実施を指示 【避難先】 ・避難範囲外の府県・市町村、広域連合に避難受入れの協力を要請
		所在県・関係周辺府県		・避難実施	・避難範囲外の府県・市町村、広域連合に避難受入れを要請 【避難元】 ・避難範囲内の市町村で避難実施 【避難先】 ・避難範囲外の市町村で避難を受入れ
		広域連合		—	・広域避難の受入れを調整
		その他の構成団体・連携県		—	【避難元】 ・避難範囲内の市町村で避難実施 【避難先】 ・避難範囲外の市町村で広域避難及び府県内避難を受入れ
	OIL4	原子力事業者		・避難退域時検査及び簡易除染に協力	・避難退域時検査及び簡易除染に協力
		国		・避難退域時検査及び簡易除染の指示	・避難退域時検査及び簡易除染の指示
		所在県・関係周辺府県		・避難退域時検査を実施 ・簡易除染を実施	・避難退域時検査を実施 ・簡易除染を実施
		広域連合		—	・避難退域時検査及び簡易除染の実施に係る応援要員の派遣を調整 ・必要に応じて、所在県・関係周辺府県の域外で避難退域時検査及び簡易除染の実施場所の確保を調整
		その他の構成団体・連携県		—	・避難退域時検査及び体表面除染の実施に係る応援要員の派遣 ・必要に応じて、所在県・関係周辺府県の域外で避難退域時検査及び簡易除染の実施場所を調整
早期防護措置	OIL2	原子力事業者	※緊急事態区分の「全面緊急事態」であるためPAZ内は避難を実施していることが前提	—	—
		国		・一時移転範囲を決定 ・所在県、所在市町村、関係周辺府県、関係周辺市町村に一時移転の実施を指示	・一時移転範囲を決定 【一時移転元】 ・一時移転範囲内の府県・市町村に一時移転の実施を指示 【一時移転先】 ・一時移転範囲外の府県・市町村、広域連合に一時移転の受入れの協力を要請
		所在県・関係周辺府県		・一時移転の実施	・一時移転範囲外の府県・市町村、広域連合に一時移転の受入れを要請 【一時移転元】 ・一時移転範囲内の市町村で一時移転を実施 【一時移転先】 ・一時移転範囲外の市町村で一時移転を受入れ
		広域連合		—	・一時移転(広域避難)の受入れを調整
		その他の構成団体・連携県		—	【一時移転元】 ・一時移転範囲内の市町村で一時移転を実施 【一時移転先】 ・一時移転範囲外の市町村で一時移転(広域避難及び府県内避難)を受入れ
	飲食物に係るスクリーニング基準	原子力事業者		—	—
		国		・放射性物質濃度の測定範囲を決定 ・所在県・関係周辺府県に個別品目の放射性物質濃度の測定を指示	・放射性物質濃度の測定範囲を決定 ・測定範囲に含まれる所在県・関係周辺府県以外の府県に個別品目の放射性物質濃度の測定準備を指示
		所在県・関係周辺府県		・個別品目の放射性物質濃度を測定	・個別品目の放射性物質濃度を測定
		広域連合		—	—
		その他の構成団体・連携県		—	測定範囲内の府県で個別品目の放射性物質濃度を測定
飲食物摂取制限	OIL6	原子力事業者	※緊急事態区分の「全面緊急事態」であるためPAZ内は避難を実施していることが前提	—	—
		国		【放射性物質濃度測定】 ・個別品目の放射性物質濃度を測定 ・個別品目の放射性物質濃度の測定結果を収集・分析 【飲食物摂取制限】 ・濃度測定結果に基づき摂取制限品目を決定 ・所在県、関係周辺府県に飲食物摂取制限を指示 ・所在県、関係周辺府県に出荷制限を指示	【放射性物質濃度測定】 ・個別品目の放射性物質濃度を測定 ・個別品目の放射性物質濃度の測定結果を収集・分析 【飲食物摂取制限】 ・濃度測定結果に基づき摂取制限品目を決定 ・所在県、関係周辺府県以外の府県に飲食物摂取制限を指示 ・所在県、関係周辺府県以外の府県に出荷制限を指示
		所在県・関係周辺府県		【放射性物質濃度測定】 ・個別品目の放射性物質濃度を測定 【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限を事業者、住民に要請 ・市町村、事業者に出荷制限を要請	【放射性物質濃度測定】 ・個別品目の放射性物質濃度を測定 【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限を事業者、住民に要請 ・出荷制限を市町村、事業者に要請
		広域連合		—	—
		その他の構成団体・連携県		—	【放射性物質濃度測定】 ・個別品目の放射性物質濃度を測定 【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限を事業者、住民に要請 ・出荷制限を市町村、事業者に要請

<防護措置実施フロー例> (原子力災害対策指針より)



(1) 広域避難の調整

○広域避難の流れ



① 避難元府県及び避難元市町の役割

ア 応援要請

避難対象区域を含む府県（以下「避難元府県」という。）は、当該区域を含む管内市町（以下「避難元市町」という。）と連携し、避難を要する者の総数、うち避難行動要支援者の数、行政機関の避難の必要性等について速やかに把握するとともに、事態の進展、緊急時モニタリングの結果等を考慮して、自府県内での避難が可能かどうかを判断し、広域避難が必要である場合は、広域避難の受入れをあらかじめ定めた避難先府県に要請するとともに、その旨を広域連合に連絡する。

イ 避難者の輸送

避難元府県は、避難元市町等と連携し、避難者の輸送を実施するとともに、国や原子力事業者、放射線技師会など関係機関・団体等の協力を得ながら、避難者（車両及びその乗務員、携行物品を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染を実施する。

ウ 避難所の運営

避難所の開設は、避難先市町村の協力により施設管理者が実施し、開設当初の運営については、一定程度の役割を避難先市町村が担うことが期待されるが、避難先市町村は、通常の行政サービスを行う必要があるため、速やかに、避難元市町又は避難者による自主運営へと運営体制を切り替える。

なお、避難所の開設期間は、目安として2か月を上限とする。

エ 避難者への生活支援

避難元府県及び避難元市町は、避難先府県、避難先市町村と協力して、避難所運営に必要な生活物資等を確保するとともに、避難所に生活物資等を搬送する。物資が不足する場合には、国、広域連合等に対して物資調達の支援要請を行い、必要な生活物資等を確保する。

オ 避難者への情報提供

避難元府県は、国が設置する全国避難者情報システムを活用し、自府県外に避難した者に対して、生活支援情報などの情報提供を行う。

カ 避難の長期化等への配慮

避難元府県は、避難元市町と連携し、避難者の避難生活が長期にわたると見込まれる場合は、避難先府県及び避難先市町村と調整の上、必要に応じ、二次避難先として、旅館・ホテル等への移転を支援するとともに、関係団体の協力のもと、住居の斡旋や応急仮設住宅（民間賃貸住宅や公営住宅等のみなし仮設住宅を含む。）の提供等について配慮する。

② 広域連合の役割

ア 受入先の調整

広域連合は、避難元府県から、避難計画どおり避難できないため、広域避難の

受入調整の要請を受けたときは、要請内容に基づき、構成団体、連携県と受入可能人数、施設等の調整を行い、避難元府県、他の構成団体、連携県に連絡する。関西圏域内だけでは避難者の受け入れができない場合には、国、全国知事会、相互応援協定等を締結している他ブロック等と調整を行う。

イ 輸送手段の確保・調整

広域連合は、広域避難における輸送手段を避難元府県に確認し、不足する場合は、他の構成団体及び連携県等からの支援を調整するとともに、国及び鉄道、バス等の輸送機関に輸送手段の確保を要請する。

ウ 避難状況の公表

広域連合は、関西圏域内の避難状況について、構成団体及び連携県からの情報をとりまとめ、定期的に公表する。

③ 避難先府県・避難先市町村の役割

ア 避難者の受入れ

避難先府県は、避難元府県と連携し、広域避難の受入れ（避難者の輸送、避難所等での受入れ）を実施する。

イ 窓口の設置

避難先府県は、避難者を受け入れるにあたり、避難元府県との調整や避難者の登録、情報提供等を行う窓口を設置する。

ウ 全国避難者情報システムの活用

避難先府県は、避難先市町村の協力を得て、国が設置する全国避難者情報システムを活用し、避難者情報を避難元府県に提供するとともに、避難者に対し避難元府県等に関する情報を提供する。

エ 避難者への生活支援

避難先府県は、避難先市町村が避難元市町と連携して実施する避難所開設当初の避難所運営を支援する。また、避難先府県及び避難先市町村は、避難元府県及び避難元市町が避難者に対し実施する避難先の生活、医療、雇用情報等に関する情報提供に協力するほか、ボランティアとも連携し避難者の生活支援に努める。

オ 避難の長期化等への配慮

避難先府県は避難先市町村と連携し、避難者の避難生活が長期にわたると見込まれる場合は、避難元府県及び避難元市町村と調整の上、必要に応じ、二次避難先として、旅館・ホテル等への移転を支援するとともに、関係団体の協力のもと、住居の斡旋や応急仮設住宅（民間賃貸住宅や公営住宅等のみなし仮設住宅を含む）の提供等について配慮する。

（２）避難者の避難退域時検査及び簡易除染の実施

所在県及び関係周辺府県は、OILに基づく防護措置として避難等を指示された住民等を対象に、主要な避難経路上の大規模施設等に避難退域時検査場所を設置し、避

難者の避難退域時検査及び簡易除染を実施する。

避難退域時検査及び簡易除染の実施に当たって、所在県及び関係周辺府県は必要な資機材の確保や要員の確保について、国、原子力事業者、消防、警察、自衛隊その他関係機関・団体の協力を得るとともに、広域連合は他の構成団体・連携県からの応援を調整する。なお、所在県及び関係周辺府県は、必要に応じ、専門機関である国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構や国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対し、避難退域時検査場所における検査指導や協力を要請し、その支援を受ける。

(3) 避難行動要支援者への配慮

① 在宅の避難行動要支援者

在宅の避難行動要支援者の広域避難に当たっては、その距離、時間が長くなり、健康リスクが高まることが考えられることから、健康状態に合わせて受入先となる地域や施設を変更するなど、柔軟な対応を行う。

避難元府県は、避難元市町及び関係機関と協力し、避難誘導、避難所での生活に関して、避難行動要支援者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居等に努めるとともに、避難行動要支援者に向けた情報提供についても十分配慮する。

避難先府県は、避難先市町村と連携し、高齢者、障害者等の要配慮者をそれぞれ適切な施設に受け入れるとともに、児童・生徒等の学校教育に関して配慮する。

広域避難をする際には、避難元府県と避難先府県との間で、避難行動要支援者に関する情報共有を図り、避難先での健康状態の把握や避難行動要支援者に避難元府県からの連絡が確実に行われる体制を構築する。

② 医療機関入院患者、社会福祉施設入所者

病院等医療機関及び社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、施設入所者を他の医療機関や社会福祉施設等に避難させるとともに、その旨を速やかに管轄の府県に対し連絡する。

所在県及び関係周辺府県は、自府県内で避難先となる施設や福祉避難所等を確保することを基本とするが、あらかじめ選定しておいた避難先施設等が使用できない場合など、自府県内で入院患者、施設入所者の避難の受入れができない場合は、広域連合等に受入れを要請する。

広域連合は、入院患者、施設入所者の広域避難の受入要請があった場合は、速やかに構成団体・連携県と受入れを調整する。

(4) 市役所・町役場の避難

避難元市町は、市役所、町役場庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた区域に含まれる場合、あらかじめ定めた避難先へ避難するとともに、その旨を住民等へ周知する。

構成団体及び連携県は、管内の施設に市役所、町役場の避難が行われる場合は、必要に応じて広域連合に調整を求め、避難先の施設を確保するとともに、円滑に避難が

行われ、また、業務が継続して行われるよう、避難元市町の求めに応じて、必要な支援を行う。

市役所、町役場機関の避難を受け入れた府県は、避難元市町の住民を含めた地方公共団体の一体性が確保されるよう配慮する。

4 飲食物の出荷制限、摂取制限

構成府県及び連携県は、O I Lの初期設定値に基づく国の指導・助言及び指示又は独自の判断により、飲食物中の放射性核種濃度の測定及び飲食物の摂取制限を実施する。

広域連合は、構成府県及び連携県が公表する検査結果を取りまとめ、ホームページ等で住民にわかりやすく情報提供を行う。

○飲食物摂取制限に係るO I L（抜粋）

	基準の種類	初期設定値			防護措置の概要
早期防護措置	O I L 2	$20 \mu\text{Sv/h}$ （地上1 mで計測した場合の空間放射線量率）			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	$0.5 \mu\text{Sv/h}$ （地上1 mで計測した場合の空間放射線量率）			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	O I L 6	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

5 水質汚染対策

（1）水道水の摂取制限

水道事業者は、放射性物質の放出により水道水源が汚染されるおそれがある場合、国の要請・指示又は独自の判断により、水道水における放射性物質の濃度測定を実施する。測定結果が国の定める飲食物摂取制限の基準（O I L 6）を超過する場合には、国の指示に基づき、住民等に対して摂取制限を行うよう呼びかける。

また、水源や水道水が汚染されているおそれがある場合は、浄水処理の強化などの対策により水道水中の放射性物質の低減に努める。

構成団体及び連携県は、管内の水道事業者による迅速な対応が図れるよう、放射性物質による水源の汚染状況の把握に努めるとともに、広域連合及び各府県内の市町村・水道事業者と情報を共有する。

なお、水道事業者は、原子力緊急事態解除宣言発出後も、国が示した管理目標値を長期間超過することが見込まれる場合は、摂取制限を継続する。

① 緊急事態時

《水道水の摂取制限に係る基準（O I L 6）》

（単位：Bq/kg）

核種	基準値	備 考
放射性ヨウ素	300	原子力災害対策指針より
放射性セシウム	200	
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1	
ウラン	20	

② 緊急事態解除後

《水道水の管理目標値》

（単位：Bq/kg）

核種	基準値	備 考
放射性セシウム	10	水道水中の放射性物質の管理目標値（厚生労働省通知により H24. 4. 1 から適用）

（２）飲料水の確保

広域連合は、水道水の摂取制限が行われている区域を管轄する府県からの要請に基づき、構成団体及び連携県が備蓄する保存飲料水の提供を調整する。

給水車による応急給水については、全国の水道事業者等で構成される（[公社](#)）日本水道協会の相互応援の枠組みにより実施される。広域連合及び構成団体・連携県は、（[公社](#)）日本水道協会、国、所在県、関係周辺府県等と連携し、水源・水道水の汚染や摂取制限の状況、給水の充足状況などの情報を共有するとともに、（[公社](#)）日本水道協会による給水活動が円滑に実施されるための協力を行う。

6 [原子力災害医療](#)

（１）緊急搬送の要請への対応

広域連合は、所在県及び関係周辺府県から重篤な被ばく者の[原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター](#)への搬送について要請があった場合は、速やかに構成団体[及び連携県等](#)と連携し、搬送手段の確保を行うとともに、国に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請する。

7 住民への的確な情報伝達

不正確な情報による社会的混乱を防止するとともに、住民等の適切な判断と行動を助け、住民の安全を確保するためには、正確で分かりやすい情報を速やかに広報することが重要である。広域連合及び構成団体は、住民から寄せられる問合せ、要望、意見等に適切に対応する。

（１）住民への情報提供・広報の実施

① 原子力災害対策の特殊性への配慮

広域連合、構成団体[及び連携県](#)は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保

するため、正確かつわかりやすい情報を速やかに公表する。

② 住民等のニーズに即した情報の提供

広域連合、構成団体及び連携県は、住民等のニーズを把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果等）、安否情報、医療機関等の情報、飲食物の放射性核種濃度の測定結果及び出荷制限等の状況、関係機関が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺地域の住民等に役立つ正確かつ詳細な情報を、災害対応のフェーズや場所に応じて適切に提供する。広域連合は、特に広域避難先の住民が求める情報などを中心に情報発信に努める。

なお、その際、住民の安心感の醸成に資するよう配慮するとともに、避難行動要支援者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に確実に情報が伝わるよう配慮する。

また、構成団体及び連携県は、多言語支援のための関係機関と連携し、外国人観光客などへ災害情報を多言語で提供するように努める。

③ 住民等の生活環境等を考慮した手段による情報伝達

広域連合、構成団体及び連携県は、住民等の生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、多様な情報伝達手段を用いるよう配慮する。

情報伝達手段については、報道機関の協力を得るとともに、自主広報媒体（ホームページ、電子メール、ソーシャルメディア等）、コミュニティ放送局、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送等の多様なメディアを活用する。

また、広域連合は、当該災害に係る総合的な情報をホームページに掲載することなどにより、住民等が情報を容易に入手できるよう努める。

（２）住民等からの問合せに対する対応

構成団体及び連携県は、国、原子力事業者等と連携し、住民等からの問合せに対応する相談窓口を速やかに設置する。相談窓口には、原子力災害の特殊性を踏まえた対応のできる人員を配置するほか、相談対応を通じて住民等のニーズを見極め、必要とされる情報の収集、整理を行い、ホームページ等で随時情報発信を行う。

また、構成団体及び連携県は、外国人観光客などからの相談に対応できる窓口を開設するように努める。

【復旧段階】

本節では、原災法第 15 条第 4 項に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示すが、これ以外の場合であっても、必要に応じ、本節に示した対策に準じて対応する。

8 モニタリング情報の共有・発信（継続）

広域連合は、原子力緊急事態解除宣言発出後も、構成団体及び連携県が実施するモニタリング情報を共有するとともに、わかりやすい形で住民等に情報発信を行う。

9 被災者の生活支援

広域連合、構成団体及び連携県は、所在県及び関係周辺府県が国の原子力被災者生活支援チーム等と連携して実施する原子力災害事後対策や、避難期間が長期に及ぶ場合の就労や住まいの確保、さらには移住も含めた避難者の生活支援について、関係機関・団体と連携し、必要な支援を行う。

10 風評被害等の影響の軽減

（１）風評被害の抑制

原子力災害では、農林水産物、鉱工業製品、観光入込、企業誘致はもとより、被災者、地域住民の人権問題に至るような風評被害が発生するおそれがある。

風評被害の拡大は、正確な情報が適時に提供されず、先行き不透明感が長期にわたって続くことから生じる場合が多い。

広域連合、構成団体及び連携県は、原子力災害による風評被害を未然に防止し、また、その影響を軽減するため、国及び関係機関・団体と連携し、農林水産物、鉱工業製品、地場産品等の流通の促進、観光入込や企業誘致の維持・回復に向けて、迅速かつ的確な情報発信に努めるとともに、積極的な広報活動を展開する。

農林水産物については、構成府県及び管内の市町村が行う放射性物質モニタリング検査の方法及び検査結果、出荷制限、摂取制限等の情報発信に努めるとともに、スーパーなどの小売店の店頭においても同検査や自主検査結果などを周知するよう取組を促進する。

また、観光分野においては、誘客キャンペーン、物産展などPR活動に積極的に取り組むとともに、市町村や地域団体と連携した集客対策を行うなど、自粛ムードの払拭へ向けた地域での取り組みを促進する。

（２）被災中小企業等に対する支援

構成団体及び連携県は、国と連携し、被害を受けた中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

11 放射性物質による環境汚染への対応

広域連合は、構成団体及び連携県と連携し、国、関係府県、市町村、原子力事業者等が実施する放射性物質による環境汚染に対する除染等の措置について、所在県、関係周

辺府県等からの要請に応じ、必要な支援の調整を行う。

12 原子力損害賠償

原子力災害は一般的にはその災害の原因となる事故に係る原子力事業者に一義的な責任があるため、福島第一原子力発電所事故の対応と同様に、「原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）」による損害に係るものとして、[初期対応段階](#)から復旧段階に至る各般の対応措置が原子力事業者の負担の下に確実に実施されるよう、構成団体[及び](#)連携県と連携し、広域連合として、国及び原子力事業者に働きかけていく。